

前橋市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年10月11日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

内 監

令和3年10月11日

前 橋 市 長 山 本 龍 様  
前 橋 市 議 会 議 長 横 山 勝 彦 様  
前橋市教育委員会教育長 吉 川 真由美 様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

## 公の施設の指定管理者監査結果報告書

### 1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

### 2 監査対象団体

公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

NPO法人まえばし農学舎（所管課：青少年課）

### 3 監査期間

令和3年8月24日から同年10月11日まで

### 4 監査対象

令和2年度における公の施設管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和3年度も対象としました。

### 5 監査方法

公の施設の管理に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

また、監査対象団体が管理を行っている市有施設が適切に管理されているかを確認するため、実地監査も行いました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

#### （団体関係）

- ・施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用料金等が適正に収納されているか。
- ・施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設管理に係る収支と他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設管理に係る収支会計経理及び出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・施設の安全管理及び衛生管理は良好か。また、施設の管理マニュアルや緊急時の対応マニュアルはあるか。
- ・協定に基づく個人情報の保護を遵守しているか。

#### （所管課関係）

- ・指定管理者の指定手続は、適正・公正に行われているか。
- ・協定書の締結は適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・事業報告書等により業務の実施状況及び施設の管理状況を把握し、必要な指示を

適切に行っているか。

## 6 監査結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、次に記載のとおり改善を要する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

### (1) 公の施設の指定管理者：NPO法人まえばし農学舎（指摘事項1件）

#### ア 施設の管理状況について（指摘事項）

林間研修施設おおさる山乃家周辺施設の木橋（2本）において、床版の一部にわれや腐朽があった。また、床版が傾斜した構造となっており、床版が濡れた場合に滑って危険な状態であった。

公の施設の管理に関する協定書第3条第2項及び第13条に基づき、利用者の安全・安心のために必要な措置を講じられたい。

### (2) 青少年課（指摘事項1件）

#### ア 仕様書について（指摘事項）

指定管理者が行う林間研修施設おおさる山乃家の利用許可の手続において、林間研修施設おおさる山乃家の設置及び管理に関する条例施行規則第5条では、利用許可申請書の写しに許可印を押印し、申請者に対し交付すると規定しているが、交付を行っていなかった。これは、指定管理業務に係る仕様書に具体的な利用許可の手順の記載がないことが要因であると考えられる。

所管課として、指定管理者が適正な利用許可の手続を行えるよう、指定管理業務に係る仕様書を見直し、適正な指定管理業務となるよう改善されたい。